

第12章 その他

(1) アルゼンチンの輸入ライセンス制度

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、1999 年以降、紙製品、金属製品、繊維、玩具、履物など合計 17 カテゴリーの品目の輸入に非自動輸入ライセンスの取得を義務付けた。非自動輸入ライセンス制度は 2013 年 1 月に廃止されたが、後述する輸出入均衡要求、事前輸入宣誓供述制度などは依然として継続していた。

まず、アルゼンチン政府は、具体的法令に基づかない輸出入均衡要求（例えば、1 ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出又は国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っており、一部については撤廃されたものの、現在も継続している。

さらに、2012 年 2 月に、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。輸入事業者は、輸入手続に着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。DJAI は全ての輸入が対象だったため、実質的に非自動輸入ライセンス制度と同じように機能した。DJAI は 2015 年 12 月に廃止され、輸入総合モニタリングシステム（SIMI）による輸入ライセンス制度が導入された。すべての輸入に際して輸入ライセンスの取得が必要となり、品目によって自動、非自動ライセンスのいずれかの取得が求められたが、経済情勢の悪化とともに非自動輸入ライセンスの取得に時間を要するようになった。2022 年 10 月に SIMI はアルゼンチン共和国輸入システム（SIRA）に置き換えられた。それにより輸入ライセンス制度はそのままに、輸入事業者の法令違反の有無や財務能力の監視が強化されている。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止する GATT 11 条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定める GATT 10 条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT 11 条に違反する。また、GATT 10 条及び輸入ライセンス協定 1 条、3 条 5 条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009 年以降、経済産業省、在アルゼンチン日本国大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTO においても、2009 年以降、WTO 輸入ライセンス委員会、TRIMs 委員会及び物品理事会において、米国・EU 等と協調して懸念を表明しており、特に、2012 年 3 月には、日本・米国・EU を含む 14 か国・地域が WTO 物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年 5 月には EU がアルゼンチンに対し、WTO 協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年 8 月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同年 9 月にジュネーブにおいて協議を実施した（DS445）。しかしながら、満足のいく解決

を得られなかったことから、同年 12 月、日本は米国・EU とともにパネル設置要請を行った。パネルは 2013 年 1 月に設置され、2014 年 8 月、アルゼンチンの輸入制限措置は GATT 11 条 1 項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EU の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014 年 9 月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015 年 1 月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンに WTO 協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT 10 条及び輸入ライセンス協定 1 条、3 条、5 条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は 2015 年 12 月末であったところ、2015 年 12 月 23 日に事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を撤廃し新たに輸入総合モニタリングシステム（SIMI）を使った輸入ライセンス制度を導入した。同制度では、一部輸入以外の全ての輸入について輸入ライセンスが必要とされ、全体の 87.6 % が自動輸入ライセンス品目、残りが非自動輸入ライセンス品目（繊維、履物、自動車・電子部品等）となっている。なお輸出促進や貿易手続の簡素化等の観点から、自動車・電子部品等が非自動輸入ライセンス品目から段階的に除外されていったが、2020 年 1 月、電子・電化製品、自動車、二輪車、自動車部品が対象に追加され、非自動輸入ライセンスの対象品目は 1,500 品目に拡大した。その後、2022 年 7 月には家庭用機器や仮想通貨マイニング機器が対象品目に追加され、同年 10 月上旬には機械類を中心とした多くの完成品が対象品目に追加され、約 2,800 品目に拡大した。係る状況を踏まえ、同年 10 月には米国が WTO 輸入ライセンス委員会に質問状を提出し、アルゼンチンの輸入ライセンス制度に関する新たな懸念及び従来からの懸念について問題提起している。なお、同制度では非自動輸入ライセンスの発給に関与する各政府機関はそれぞれ「10 日以内に申請を判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている。これまでは申請後最大 72 時間程度で非自動輸入ライセンスを取得出来ていたが、対象品目が拡大された。

2023 年 12 月のミレイ新政権発足後、輸入ライセンス制度等は廃止され、2024 年 2 月時点においても政府による輸入管理は排除されている。

なお、従前は、輸入貨物につき現物検査が実施される場合に、関係する業界団体がオブザーバーとして現物検査に参加する制度があったが、2024 年 10 月、一般決議 5586 号（Resolución General 5586/2024）により「オブザーバー」制度が廃止され、また、一般決議 5587 号（Resolución General 5587/2024）により予防的参照価格制度（輸出申告額が基準価格を下回る場合に輸出書類と貨物の検査が行われる制度）が廃止された。これらにより、輸出入貿易手続はさらに簡素化されている。

（数量制限に関する論点の詳細については、第 II 部第 3 章 主要ケース（4）参照。）

（2）トルコの電気自動車輸入規制

<措置の概要>

トルコは、2023 年 11 月、欧州連合及び FTA 締結国以外を原産とする EV の輸入に対し、税関当局、産業科学省等から発行する許可状を求める旨発表し、本措置は同年 12 月に発効した。許可状の発行要件は販売後のメンテナンス体制整備を求めるものが含まれ、具体的には、（ア）商品の販売後の組み立て、メンテナンスおよび修理のため、全国の 7 つの地域に少なくとも 20 の認可されたサービスステーションが輸入者本人によって設立されたことがトルコ規格協会（TSE）によって証明されること、（イ）電気自動車のメンテナンス及び修理を担当する者が、TSE または職業資格庁が特別に発行する電気自動車の購入、販売、メンテナンス及び修理専用の資格証明書を所有していること、（ウ）輸入される車種に、少なくとも 40 人のスタッフが在籍するコールセンターをトルコ国内に設立し、サービスを提供すること、（エ）輸入される商品を製造する業者は、トルコ国内に居住する認定代理人を置くこと、（オ）バッテリーシステムのモニタリング、管理及び検査に関して実施される手続を輸入者が受け入れる旨を記載した保証書面を提出することである。

2024 年 9 月には、当該許可状の対象となる型式が、プラグインハイブリッド車（PHEV）を含め拡大された。

＜国際ルール上の問題点＞

許可状の要否について FTA 締結国産品と非締結国産品とを差別している点が、GATT 1 条 1 項に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、トルコと二国間の議論で、当該措置が FTA 締結国産と日本車を差別することの懸念を表明している。本件措置が自動車業界に及ぼす影響を早期に解消できるよう、引き続き働きかけていく。

なお、トルコによる当該措置及び中国を原産とする EV 等に対して課される追加関税をめぐっては、2024 年 10 月 8 日に中国が WTO 協定に基づく二国間協議を要請し、2025 年 1 月 16 日には当該協議が不調に終わったとしてパネル設置を要請した結果、同年 2 月 24 日の DSB 会合でパネル設置に至った（DS629）。

(3) 香港及びマカオの日本産水産物等の輸入制限

＜措置の概要＞

香港及びマカオは、2023 年 8 月の日本の東京電力福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出を契機に、食品安全への懸念に対処するためとして、日本の10都県（東京、福島、茨城、宮城、千葉、群馬、栃木、新潟、長野、埼玉）由来の食品について、香港は水産物等の、マカオは水産物を含む生鮮食品等の、輸入をそれぞれ禁止すると発表した。香港及びマカオともに、同年 9 月、SPS 協定附属書 B 6（緊急の場合の措置実施後の通報）に基づくWTO通報も実施した。

＜国際ルール上の問題点＞

福島第一原発からのALPS処理水の海洋放出は、IAEA 安全基準等の国際基準に沿った措置であるところ、香港及びマカオは抽象的な食品安全への懸念を述べるものの、処理水放出が日本産水産物の安全性に与える具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS 協定で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

＜最近の動き＞

日本は、香港及びマカオの WTO 通報に対し、香港については 2023 年 9 月、マカオについては10月に反論書面をWTOに提出し、全メンバーに回覧された。また、香港については同年10月、マカオについては同年 11 月、SPS 協定附属書 B 6 (c) に基づく討議の要請を行った。また、WTO・市場アクセス委員会（2023 年 11 月、2024 年 3 月、2024 年 11 月）、SPS 委員会（2023 年 11 月、2024 年 3 月、2024 年 11 月、2025 年 3 月）、物品理事会（2023 年 11 月、2024 年 12 月）でも、日本は、香港とマカオの措置は WTO 協定上の懸念があるとして即時撤廃を求めた。

また、2023 年 6 月のアルジャーノン・ヤウ商務経済発展長官の太田経産副大臣への表敬時に ALPS 処理水の海洋放出の安全性などについて説明し、また、11 月の閣僚会談（西村経産大臣・ヤウ長官）の機会などにおいて、香港政府による日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を求めた。2024 年 12 月には、香港のアンドリュース・リヨン立法会主席他立法会議員団と経済産業審議官が面会し、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を求めた。

引き続き ALPS 処理水の海洋放出に関する日本の取組やモニタリングの結果等を丁寧に、かつ、透明性高く説明するとともに、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めている。

(4) 南アフリカの熱延鋼板類に対する暫定セーフガード措置・対日 AD 調査

<措置の概要>

2024 年 2 月、南アフリカ国際貿易管理委員会（ITAC）は、熱延鋼板類に対するセーフガード調査を開始し、同年 7 月、南アフリカ歳入庁（SARS）は、暫定セーフガード措置を発動した。さらに、同年 9 月、ITAC は、南アフリカ国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか中国、台湾の計 3 ヶ国・地域から輸入される熱延鋼板に対する AD 調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

①暫定セーフガード措置

まず、本暫定措置の対象品目の大半は、2017 年 8 月から 2021 年 12 月までセーフガード措置の対象であったことから、その間「産業が調整を行って」いた（セーフガード協定 7 条 2 項）はずであり、かつそのために十分と考えられる 4 年超の期間があった。そのため、そのわずか 2 年後に再度セーフガード措置が「重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にする為に必要」（セーフガード協定 5 条 1 項）になるとは考えられない。

また、GATT 19 条 1 項 (a)によると、セーフガード措置の発動には輸入の急増が「事情の予見されない発展の結果」であることが必要であり、また WTO 上級委員会によると、当該「予見されない発展」と輸入の急増との論理的な関連（logical connection）は、証拠により適切に認定されなければならない。しかし、ITAC は、今般の暫定セーフガードの発動にあたって、上記の数年前のセーフガード調査及びその延長調査で認定された事象（中国の過剰生産能力、及びそれに対する諸外国の貿易救済措置）とほぼ同一の事実関係を羅列しただけで直近の輸入の急増の原因であるとしており、GATT 19 条 1 項 (a)に定める「予見されない発展」及びその輸入急増との論理的な関連は明らかでない。

②対日 AD 調査

日本から南アフリカへの熱延鋼板の輸入量は、2022 年をピークに減少しており、南アフリカ国内産業に損害を与えているとは考えられず、AD 協定 3 条 5 項に違反するおそれがある。

さらに、2024 年 7 月から上記暫定セーフガード措置が発動され、日本からの輸入量は今後さらに減少することが見込まれる。ところが、本 AD 調査対象期間は 2023 年 4 月から 2024 年 3 月までとされており、ITAC が同暫定セーフガード措置による貿易制限効果を考慮せず損害を認定する懸念がある。本来、調査対象期間後に発生した事象であっても、調査機関が把握できる事象は適切に考慮して損害を認定すべきで、かかる適切な考慮を欠く損害認定は、AD 協定 3 条 1 項に違反する。

<最近の動き>

我が国は、本 AD 調査開始直後の 2024 年 3 月に政府意見書を提出したほか、同年 10 月に開催された WTO AD 委員会やセーフガード委員会においても上記問題点を提起し、各種二国間の協議でも懸念を表明した。我が国は、引き続き本暫定セーフガード措置及び本 AD 調査の動向を注視し、南アフリカに対して適切な対応を求めている。